

人権擁護委員に池上真人氏再任 新委員に鰐本進氏

人権相談や人権教室の開催など、人権擁護委員としてご尽力いただきました飯合正和氏（平成22年7月から6年間在任）の後任として、鰐本進氏が平成28年7月1日付けで法務大臣から人権擁護委員に委嘱され、また、池上真人氏が再委嘱されました。

現在、町では人権擁護委員が交替で毎月1回の町民相談開催日に人権に関する相談に応じています。お気軽にご相談ください。

○神崎町の人権擁護委員

池上真人氏、巻島正代氏、鰐本 進氏

※人権相談（町民相談）の時間、場所等については、広報裏表紙でご確認ください。

あみアウトレット～成田空港間 高速バス運行実証実験7月16日開始！ 道の駅「発酵の里こうざき」を經由

圏央道北東エリア連携交流協議会（稲敷市、牛久市、阿見町、美浦村、神崎町などで構成）では、国からの地方創生加速交付金を活用して「なりたちばらき高速バス」の運行実証実験を開始しました。詳しくは、7月1日に各戸配付したリーフレットをご覧ください。

○運行期間

7月16日～平成29年1月15日

○乗車運賃

道の駅「発酵の里こうざき」～
成田空港第1ターミナル } 600円
あみプレミアム・アウトレット }



道の駅から成田空港までを約20分で結ぶ高速バス

○問合せ まちづくり課 ☎ 2114

国保・高齢者医療だより

交通事故等に遭ったら必ず届出をしましょう

交通事故など、第三者（他人）行為によって傷病等を受けた場合でも、保険証を使って治療を受けることができます。

第三者行為により受けた傷病等の医療費は、加害者が全額を負担するのが原則です。保険証を使って治療を受けた場合、被害者の医療費を一時的に立替え、あとで加害者へ費用を請求します。保険証で治療等を受ける場合は、必ず「第三者行為による傷病届」を町民課国保年金係へ提出して下さい。

※自損事故の場合も、届出を提出して下さい。

届出書は、役場町民課にあります。

◎事故に遭ったら

①すぐに警察へ届ける。（けが等があったら人身事故として処理をしてもらう）

②事故の状況を確認し、相手方の氏名・住所・連絡先だけでなく、自賠責保険等の会社名や番号に関する情報についても確認する。

☆また、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国保が使用できなくなります。示談の前に必ず国保年金係へご相談ください。

○問合せ 町民課国保年金係 ☎ 2113